

千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画

令和6年3月

千葉県

はじめに

女性をめぐる問題は、生活困窮、DV、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化してきており、困難な問題を抱える女性の中には、精神や身体等を傷つけられている状況にあることや、過去の生活体験等から、自ら助けを求めずに潜在化しやすく、支援対象として見えてこない女性もいます。そのような女性に支援を届けるため、行政と民間支援団体等が連携して支援のための施策を推進することが必要です。

このような中、令和6年4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずることを地方公共団体の責務とし、都道府県に対しては、施策の実施に関する基本的な計画を策定することが義務付けられました。

これを受け、県では、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的・計画的に進め、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能するよう、民間支援団体等との協働や市町村等との連携により、それぞれの女性の置かれた状況に応じた適切な支援につなげ、ひいてはその女性が自立した生活を送れるようにするための施策や、体制の強化に関する基本目標等を定める「千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、民間支援団体、市町村、関係機関の皆様と連携、協働しながら、困難な問題を抱える女性への支援に取り組み、安全、安心の確立された千葉県づくりを推進してまいります。

結びに、本計画の策定に当たっては、千葉県困難な問題を抱える女性への支援に係る検討会議からの御助言、御提案のほか、民間支援団体、市町村、県民の皆様等からの御意見を踏まえ進めてまいりました。皆様の御協力に深く感謝申し上げます。

令和6年3月

千葉県知事 熊谷 俊人

<目次>

はじめに

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針	4
I 基本的な考え方	4
1 策定の趣旨	4
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	4
4 計画における施策の対象者	4
II 現状及び課題	5
1 現状	5
2 課題	15
第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項	17
I 困難な問題を抱える女性への支援の内容	17
1 アウトリーチ等による早期の把握	17
2 居場所の確保	17
3 相談支援	17
4 一時保護	19
5 被害回復支援	19
6 同伴児童への支援	20
7 自立支援	20
8 困難な問題を抱える女性への支援を行う人材の育成・資質向上	22
9 教育・啓発	22
II 計画推進のための支援体制	23
1 支援に関わる関係機関の役割	23
2 三機関の連携体制	25
3 民間支援団体との連携体制	26
4 関係機関との連携体制	26
5 配偶者暴力防止法に基づく施策との関係	27
6 支援調整会議	27
7 教育・啓発	31
8 人材育成	31
9 女性相談支援員の配置と定着の促進	31
第3章 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項	32
I 基本目標	32
II 基本計画の見直し	32

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

I 基本的な考え方

1 策定の趣旨

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）（以下、「法」という。）が成立した。

この法律は、困難な問題を抱える女性に必要な支援を提供する体制を整備し、関係機関及び民間支援団体と協働しながら、支援対象者それぞれの意思を尊重し、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた支援を行うことにより、女性の福祉の増進を目指すことを基本理念としている。

また、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）（以下、「基本方針」という。）が公示された。本計画は、法や基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために策定するものである。

2 計画の位置付け

法第8条第1項に基づき策定するものである。

3 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

4 計画における施策の対象者

法第2条に基づき、性的な被害、家族の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。以下、「困難な問題を抱える女性」という。）を対象とする。

なお、高齢者、障害者、外国籍の女性や性的マイノリティなど多様な支援対象者についても配慮することとする。

Ⅱ 現状及び課題

1 現状

①女性相談支援センター（旧婦人相談所）の利用者の状況等

県内の女性相談支援センター（旧婦人相談所）については、令和5年4月1日時点で女性サポートセンターの1か所を設置している。

女性サポートセンターでは、様々な困難な問題を抱える女性からの相談に応じるとともに、必要に応じて一時保護を実施している。

令和4年度中に電話相談を利用した女性は3,301人（実人員）であり（図1）、相談内容は、配偶者からの暴力が1,311人（39.7%）で最も多く、本人問題が454人（13.8%）、夫婦問題が291人（8.8%）、家族問題が281人（8.5%）、その他の家族からの暴力が193人（5.8%）、恋人からの暴力が81人（2.5%）、その他の人からの暴力が63人（1.9%）、ストーカー行為等が23人（0.7%）、居所なしが4人（0.1%）、その他が600人（18.2%）であった（図2）。

図1 女性サポートセンター 電話相談者数の推移

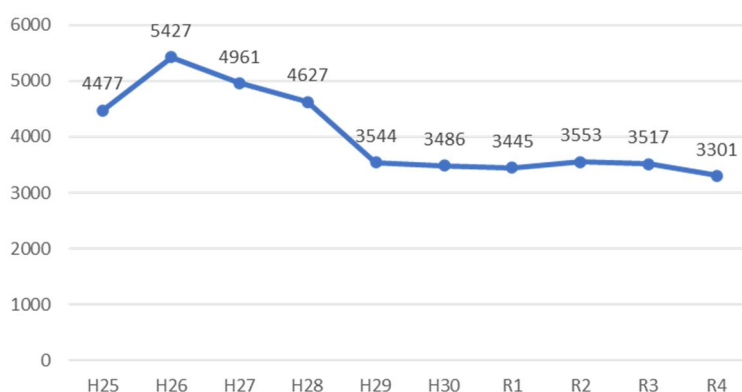
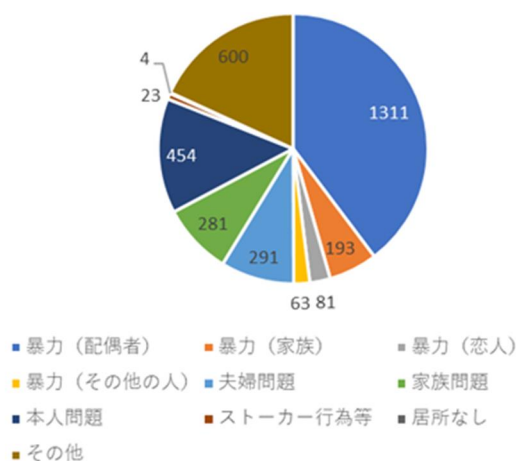
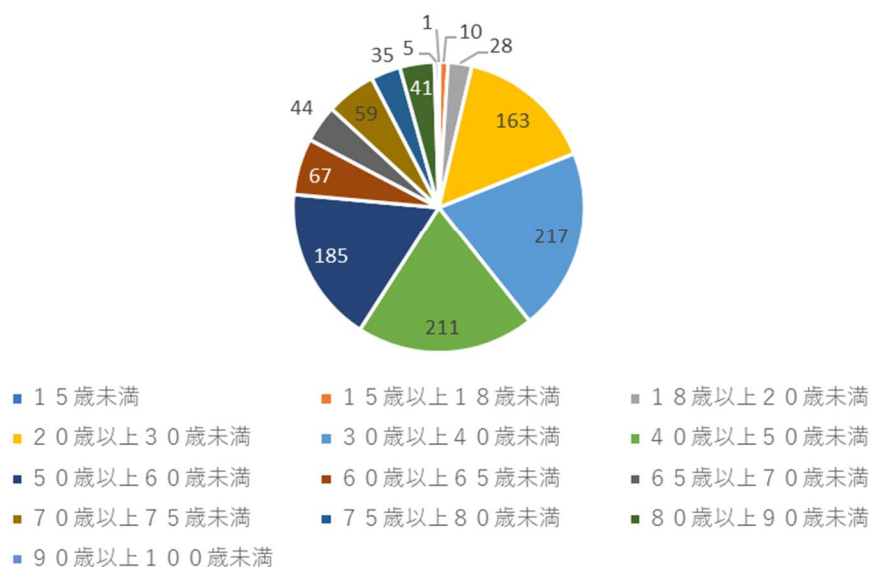


図2 令和4年度 女性サポートセンター
内容別電話相談者数



うち、年齢が判明している相談者は 1,066 人であり、年代の内訳は、30代が最も多く 217人(20.4%)であった。続いて40代が211人(19.8%)、50代が 185 人(17.4%)、20代が 163 人(15.3%)、60代が 111 人(6.3%) となっており、15 歳未満 1 人を含む 10 代の相談は 39 人(3.7%) であった(図3)。

図3 令和4年度 女性サポートセンター
年齢別電話相談者数
(年齢が不明なものを除く)



一方、来所相談を利用した女性は 42 人で(図4)、相談内容は、配偶者からの暴力が 40 人(95.2%)であった(図5)。また、相談者の年代は、20代が最も多く 15 人(35.7%)、続いて30代が 10 人(23.8%)、40代が 9 人(21.4%)であった(図6)。

図4 女性サポートセンター 来所相談者数の推移

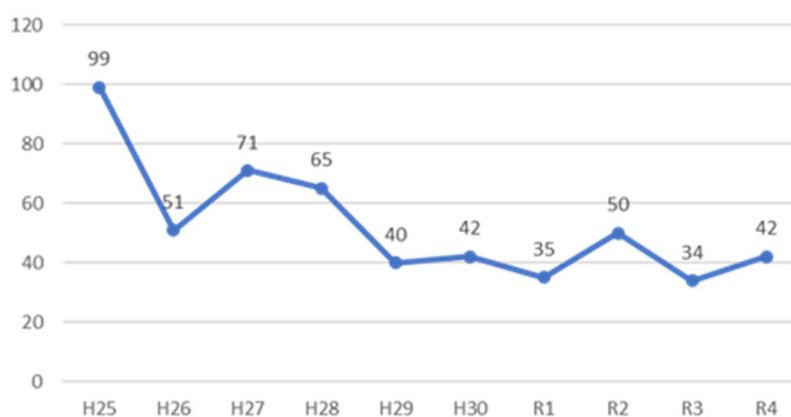
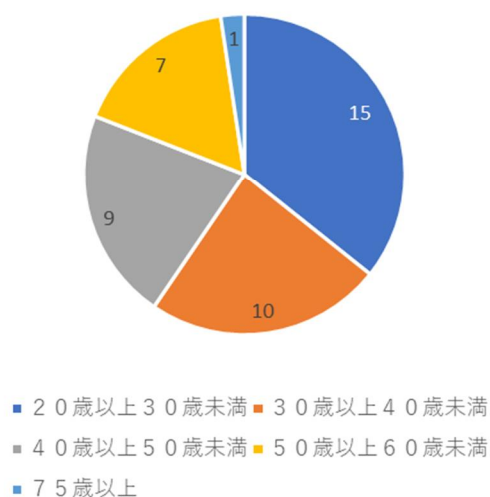


図5 令和4年度 女性サポートセンター
内容別来所相談者数



図6 令和4年度 女性サポートセンター
年齢別来所相談者数



また、令和4年度中に一時保護された女性は78人で（図7）、うち単身で入所した女性が28人（35.9%）、家族を同伴して入所した女性が50人（64.1%）であり、同伴家族の入所は90人であった。保護理由は、配偶者からの暴力が68人（87.1%）であり、子どもからの暴力、親からの暴力、交際者からの暴力、帰宅先なしがそれぞれ2人（2.6%）であった（図8）。保護された女性の年代は20代及び30代が最も多くそれぞれ24人（30.8%）、続いて40代が16人（20.5%）であった（図9）。同伴家族は、幼児が最も多く43人（47.8%）、続いて小学生が27人（30.0%）、乳児が13人（14.4%）、中学生が4人（4.4%）、その他が3人（3.3%）であった。

なお、令和4年度中に一時保護された78件のうち、一時保護委託の件数は6件であった。

図7 女性サポートセンター 一時保護人数の推移

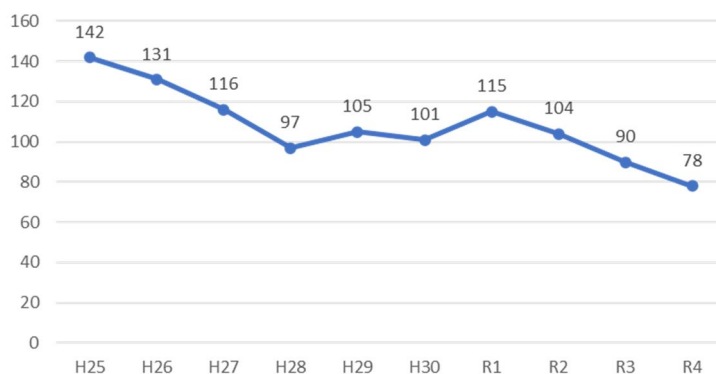


図8 令和4年度女性サポートセンター 理由別一時保護人数

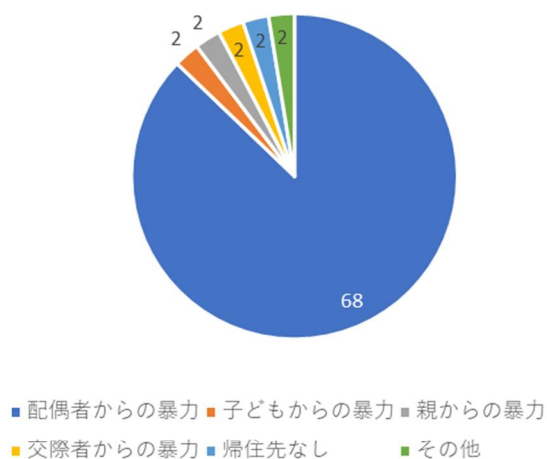
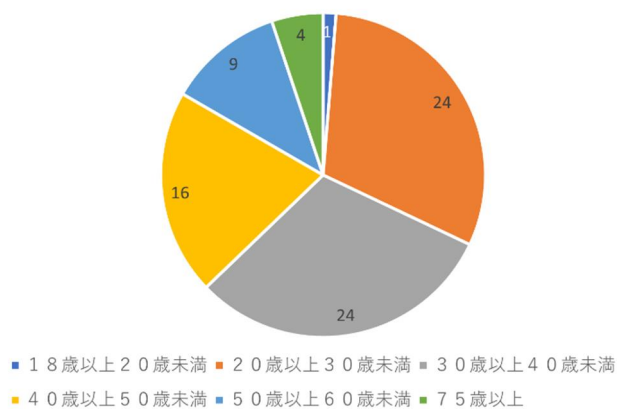


図9 令和4年度女性サポートセンター 年齢別一時保護人数



②女性相談支援員の状況

女性相談支援員（旧婦人相談員）の数は、過去10年間でわずかに増加傾向にある。令和5年4月1日現在では81人であり、うち県機関配置が34人（41.9%）、市町村配置が47人（58.0%）であった（図10）。

女性相談支援員を配置している市は14市（54市町村中）であり、配置率は25.9%と、低い状況である（図11）。

図10 女性相談支援員 設置人数の推移

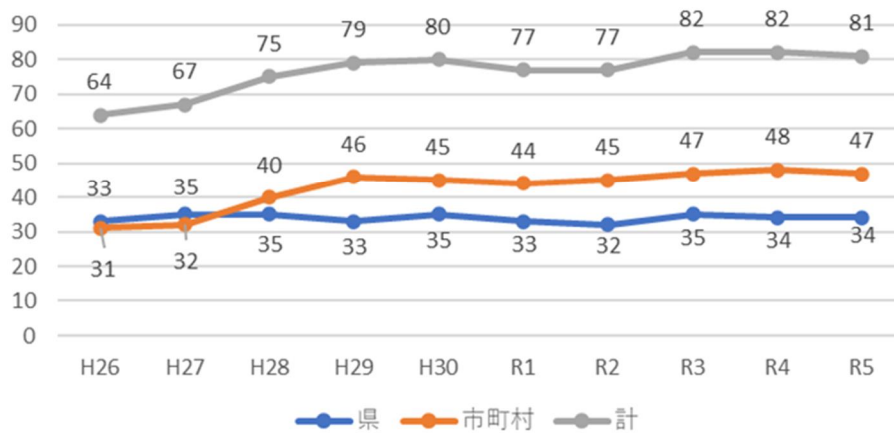
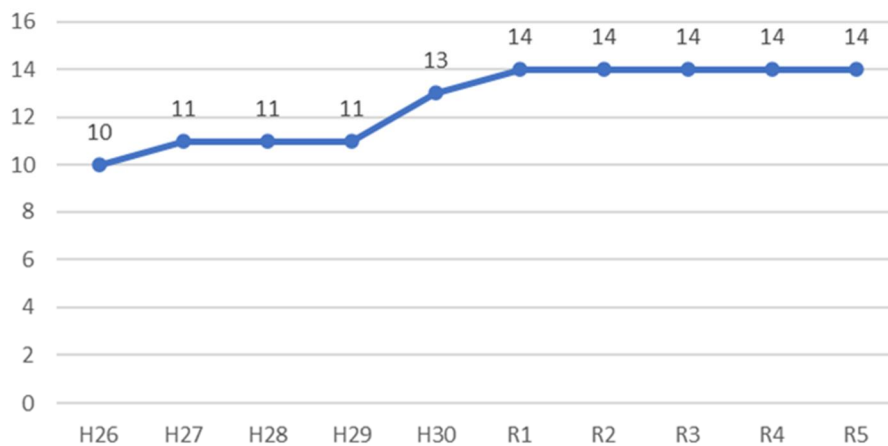
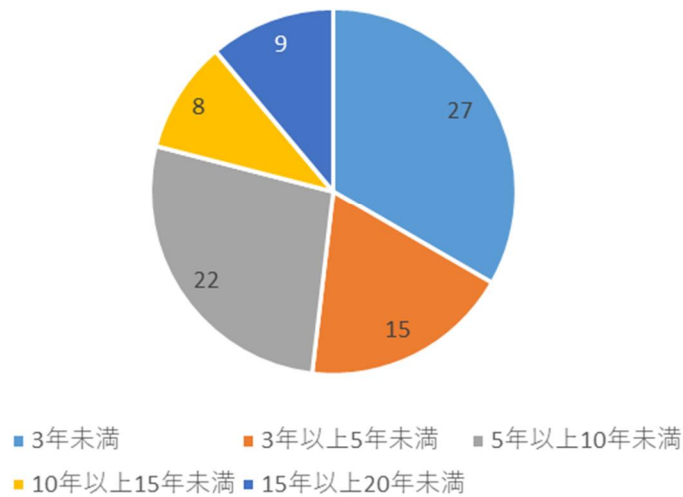


図11 女性相談支援員 配置自治体数の推移



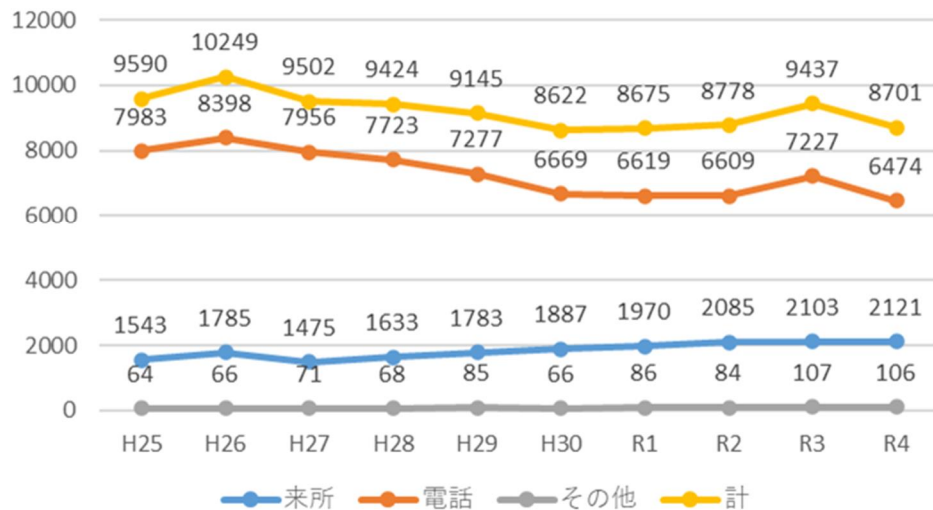
女性相談支援員在職年数は、令和5年4月1日現在で3年未満が27人（33.3%）で最も多く、5～10年が22人（27.2%）、3～5年が15人（18.5%）、15～20年が9人（11.1%）、10～15年が8人（9.9%）であった（図12）。

図 1 2 令和 5 年度 女性相談支援員在職年数



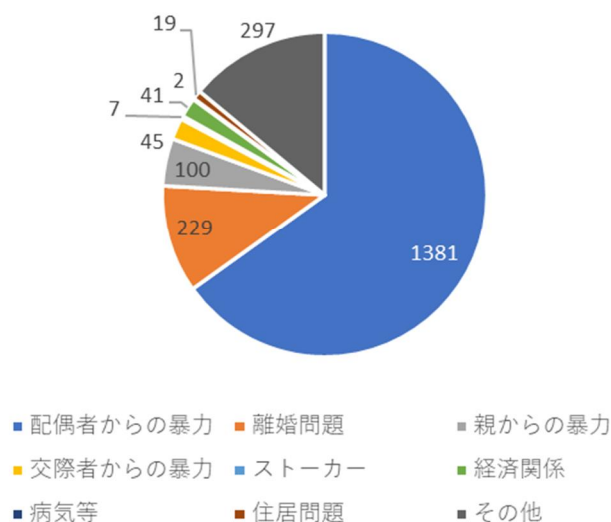
女性相談支援員による相談を利用した女性は、平成 26 年度に過去 10 年で最多の 10,249 人となった後は減少傾向となり、平成 30 年度には 8,622 人であった。その後、増加傾向となり、令和 3 年度には 9,437 人であったが、令和 4 年度には再び減少し、8,701 人であった (図 13)。

図 1 3 女性相談支援員 相談件数の推移



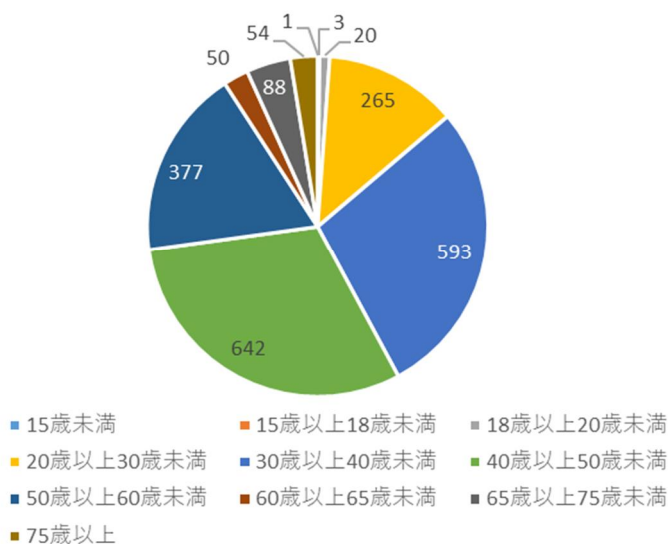
うち、来所相談を利用した女性の相談内容は、令和 4 年度は配偶者からの暴力が 1,381 人(65.1%)であり、続いて離婚問題が 229 人(10.8%)と、大きな差があった (図 14)。

図 1 4 令和 4 年度 理由別女性相談支援員来所相談件数



また、来所相談を利用した女性のうち、年齢が判明している相談者は 2,093 人であり、年代の内訳は、40 代が 642 人 (30.7%)、30 代が 593 人 (28.3%)、50 代が 377 人 (18.0%)、20 代が 265 人 (12.7%)、60 代以上が 192 人 (9.2%)、15 歳未満を含む 10 代は 24 人 (1.1%) であった (図 15)。

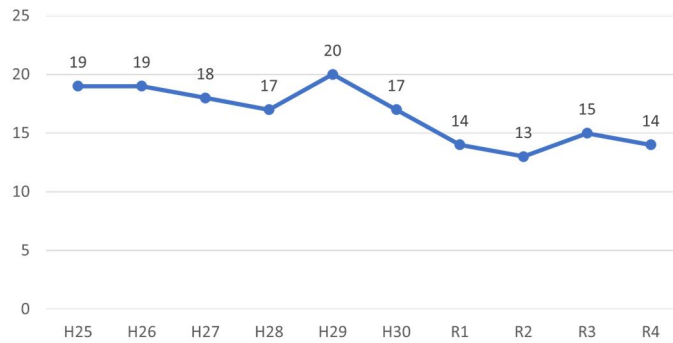
図 1 5 令和 4 年度 年齢別女性相談支援員来所相談者数



③女性自立支援施設の状況

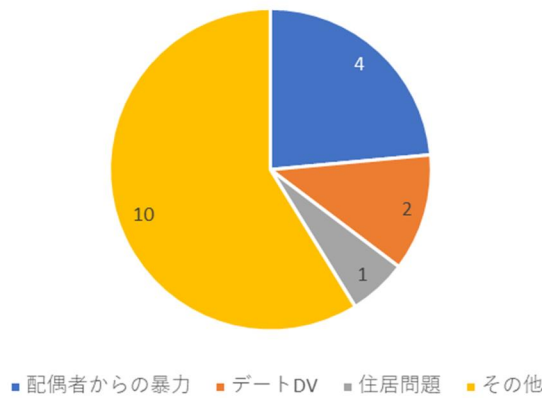
本県が所管する女性自立支援施設 (旧婦人保護施設) は県内に 1 施設あり、入所者数は、平成 29 年度以降減少傾向にある。令和 4 年度末現在の入所者は 14 人であった (図 16)。

図 1 6 女性自立支援施設 入所者数の推移



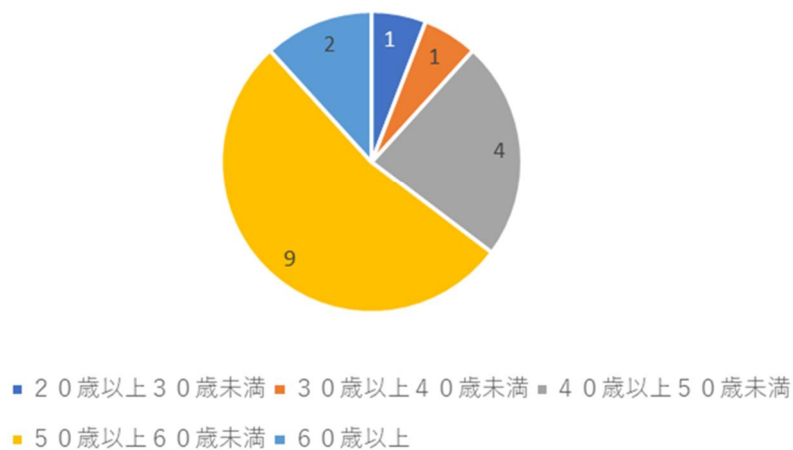
令和 4 年度の入所者については、理由別では配偶者からの暴力が 4 人 (23.5%) で最も多かった (図 17)。

図 1 7 令和 4 年度 理由別女性自立支援施設入所者数



令和 4 年度の入所者 (年度中の退所者含む) については、年代別では、50 代が 9 人 (52.9%) で最も多く、40 代が 4 人 (23.5%)、60 歳以上が 2 人 (11.8%)、20 代及び 30 代がそれぞれ 1 人 (5.9%) であった (図 18)。

図 1 8 令和 4 年度 年齢別女性自立支援施設入所者数



④県内の民間支援団体とその役割

県内には、独自にDV被害や生活困窮等を始めとした様々な困難な問題を抱える女性のための相談支援等を行っている民間支援団体が存在し、行政機関への相談をハードルが高いと感じ、ためらう女性の受け皿となっている。

DV被害者等のためにシェルターの運営を行っている民間支援団体もあり、県ではそういった団体に一時保護委託を行っている。

また、支援を必要としている女性の中には、相談先を知らない、あるいは相談をためらっている人もいる。こういった女性に対し積極的に支援を届ける「アウトリーチ」を実施している団体も存在する。

⑤若年女性に対するアウトリーチ等を行っている民間支援団体の状況等

民間支援団体が、これまでの活動の中で蓄積してきた知見や経験、育成してきた人材等は、困難な問題を抱える女性への支援を進める上で有効である。この点を踏まえ、行政機関と民間支援団体は、双方の特色を尊重し、補完し合いながら対等な立場で協働していくことが求められる。

県内でアウトリーチ等により困難な問題を抱える女性への支援に取り組んでおり、県との協働が可能な民間支援団体は、令和5年4月1日時点で1団体となっており、10代を中心とした若年女性や妊産婦等を対象として、相談支援や居場所の提供、訪問支援といった事業を行っている。

令和4年度に当該民間支援団体で対応した相談について、その内容は家庭に関する問題が多く、相談者の年代は10代から20代が約8割となっている。また、居場所の提供を行ったケースは213件であり、対象者の年代は10代及び20代が大半を占め、支援が必要となった理由は家族関係の不調等である。

⑥民間支援団体等へのヒアリングによって把握した状況等

- ・ 困難な問題を抱える女性の中には、精神や身体等を傷つけられている状況にあることや、過去の生活体験等により自ら助けを求めにくく、潜在化しやすく、支援対象として見えてこない女性もおり、特に若年女性は、既存の支援が届きにくい場合がある。
- ・ 一時保護を実施している女性サポートセンター等では、携帯電話等の通信機器の使用を制限していることから、女性が入所をためらうケースが多い。
- ・ 女性サポートセンターはDV被害者支援に特化した保護施設である

と認識されていることが多いため、関係機関等に対し機能を正しく周知する必要がある。

- ・ 女性サポートセンターの受け入れの判断に時間がかかるため、他の施設を選ばざるを得ない。
- ・ 民間支援団体等が一時保護が妥当だと判断しても、女性サポートセンターの一時保護のハードルが高く、そこまで緊急性はないと判断され、保護しなかったケースもあり、一時保護について温度差を感じる。
- ・ 女性自立支援施設への入所は、行政機関の一時保護経由に限られていると関係機関等から認識されていることが多いため、関係機関等に対し、行政機関の一時保護を経由せずとも入所できる旨十分に周知する必要がある。
- ・ 関係機関・団体間で、相互の情報共有や連携が十分にできず、支援の限界を感じている。
- ・ 心理等の専門知識をもつ人材の確保・育成が難しい。
- ・ 10代から20代の妊婦は、親との関係性が悪く、家庭が機能していないことにより、妊娠・離婚の問題を相談できず、適切なサポートを受けられないまま孤立している場合がある。家族が支援を放棄した事例では、本人が自力でセーフティネットにつながる事が難しく、男性を頼らざるを得ない傾向がある。
- ・ 未婚のまま妊娠・出産した女性は、支援を拒否し、困窮している傾向がある。
- ・ 外国籍の女性は、言葉や家族観、文化の違い、生育歴等が影響し、本人が困難な状況におかれているという自覚に乏しい傾向がある。
- ・ 女性相談支援員は、多くが非正規雇用であり、雇用の不安定さから人材が定着しづらい。
- ・ 市町村のDV対策担当部署を介さないと民間シェルターとやり取りできず、民間シェルターとの連携がしづらい。
- ・ 緊急時に迅速な対応ができるよう、支援機関が相互に顔の見える連携を行う必要がある。

⑦その他相談機関の状況等

県では、女性サポートセンター、男女共同参画センター、各保健所（健康福祉センター）の計15か所を配偶者暴力相談支援センターと位置付けている。

市町村においては、千葉市、市川市、野田市、船橋市、我孫子市の5市

が配偶者暴力相談支援センターの機能を整備しており、県と市町村を合わせ県内 20 の配偶者暴力相談支援センターが設置されており、これは全国で 4 番目に多い設置数である。

また、県では、制度の狭間や複合的な課題を抱えた方など地域で生きづらさを抱えた方に対して、24 時間 365 日体制で、分野横断的に、包括的な相談支援・関係機関へのコーディネート・権利擁護等、広域的で専門性をもった寄り添い支援を行う「中核地域生活支援センター」を県内に 13 か所設置している。

2 課題

困難な問題を抱える女性への支援をめぐるには以下のような課題がある。

①困難な問題を抱える若年女性への支援体制づくり

若年女性は、精神や身体等を傷つけられたことや、過去の生活体験等により、他者を信頼できず、自ら助けを求めにくく、潜在化し支援対象として把握できない場合もある。

そのため、それぞれの置かれた状況に合わせて適切な支援を活用できる体制づくりが必要である。

②一時保護における女性への対応の検討

一時保護を実施している女性サポートセンター等では、携帯電話等の通信機器の使用等が制限された生活について、女性が入所をためらうケースが多い。

そのため、支援対象者の個々の状況や要望を判断した上で、携帯電話等の通信機器の一時的な使用を個別に認めたり、一時保護委託を活用したりする等、柔軟な対応が必要である。

③関係機関・団体等の情報共有等の体制づくり

民間支援団体からは、他の関係機関・団体等との連携が十分に取れず、支援に限界を感じるとの声が聞かれている。

そのため、関係機関・団体は、それぞれの機能や役割を正しく理解し、相互に情報共有し、支援対象者に寄り添い、状況に応じた適切な支援を提供できる体制づくりが必要である。

また、関係機関・団体間の情報共有等を通して、協働できる民間支援団体の把握に努めることも、支援体制の拡充のために有効である。

④支援に関わる人材の育成・資質向上

心理等の専門知識をもつ人材の確保・育成が難しく、また、すでに支援に関わっている人材も高齢化が進み、後継者の確保も難しい現状がある。

そこで、支援に関わる民間支援団体職員や女性相談支援員等を対象とした研修を充実させ、人材の育成・資質向上を図る必要がある。

⑤女性自立支援施設の活用

女性自立支援施設への入所については、女性サポートセンターによる一時保護を経ない入所が既に可能であるが、今後は母子での入所など、より幅広い女性自立支援に対応できるよう体制を整備していく必要がある。

⑥外国籍の女性からの相談への対応

外国籍の女性は、言葉や家族観、宗教や文化の違い、生育歴等が影響し、本人が困難な状況におかれているという自覚に乏しく支援につながりにくい傾向がある。また、支援においては関係法令等の知識や生活習慣への配慮など、適切な支援をするための体制が必要である。

⑦女性相談支援員の配置と定着

困難な問題を抱える女性への支援については、長期的な支援が必要な場合もあり、支援対象者と継続的な信頼関係を構築することが重要であるが、女性相談支援員の多くが非正規雇用であり、雇用の不安定さから人材が定着しづらい。

また、市町村における女性相談支援員の配置率は 25.9%と、低い状況である。

支援の継続性の確保等のため、女性相談支援員について適切な処遇を行い、人材の確保に努める必要がある。

第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項

I 困難な問題を抱える女性への支援の内容

1 アウトリーチ等による早期の把握

○困難な問題を抱える若年女性へのアウトリーチ事業〔児童家庭課〕

夜間に繁華街等を巡回し、日用品や食品を配布する等により、若年女性が気軽に立ち寄れる場を提供し、困難な問題を抱える女性を早期に把握する。

2 居場所の確保

○困難な問題を抱える若年女性への居場所の提供〔児童家庭課〕

アウトリーチで把握した若年女性等が気軽に立ち寄り、自身の悩み等を話したり、同様の境遇にある他の女性たちと交流したりできる場を提供し、専門機関への相談につなげていく。

3 相談支援

①様々な困難な問題を抱える女性からの相談への対応

〔女性サポートセンター、男女共同参画センター、各保健所（健康福祉センター）〕

- ・ 女性サポートセンター、男女共同参画センター及び各保健所（健康福祉センター）において、女性相談支援員等が様々な困難な問題を抱える女性からの相談に応じる。
- ・ 女性サポートセンターにおいて、様々な困難な問題を抱える女性からの電話相談に24時間365日の体制で応じる。
- ・ 女性サポートセンターにおいて、女性弁護士による法律相談（月2回）、女性精神科医による心とからだの健康相談（月1回）を実施する。
- ・ 女性サポートセンターにおいて、外国籍の女性に対して、必要に応じて、派遣による通訳で対応するとともに、市町村等と連携して、適切な支援を行う。

②困難な問題を抱える若年女性のための相談及び面談〔児童家庭課〕

アウトリーチで把握した若年女性等の様々な悩みや直面する課題に対応するため、電話やメール、SNS等による相談や、必要に応じて面談を実施する。

③中核地域生活支援センター事業〔健康福祉指導課〕

児童・高齢者・障害者といった対象者種別にとらわれず、福祉全般にわたる相談に24時間365日体制で応じ、速やかに適切な機関への連絡

調整を行う。

④生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業〔健康福祉指導課〕

生活困窮者（女性含む）に対して幅広く対応する相談窓口を設置し、本人の自立までを継続的に支えていく相談支援や包括的な支援の計画の策定を実施する。 ※県予算は町村分のみ。市分は市が実施。

⑤いのち支える電話相談事業・いのち支えるSNS相談事業

〔健康づくり支援課〕

こころの不安や自殺に関する相談に対応するため、厚生労働省が運用する「こころの健康相談統一ダイヤル」として、専門の相談員が、県民からの当該電話相談に応じる。また、SNSを通じて、専門の相談員が、県民からの当該相談に応じる。

⑥にんしんSOSちば〔児童家庭課〕

予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性からのSOSに対し、電話やメール等を活用した相談しやすい環境を整えるとともに、相談から適切な支援機関につなげることにより、相談者に寄り添った支援体制の整備を図る。

⑦女性のための総合相談〔男女共同参画センター〕

男女共同参画センターにおいて、女性が抱える様々な悩みや問題に対し、相談者がその人らしく生きていけるように解決を支援するため、電話相談、面接相談及びカウンセリングを実施する。

また、弁護士による法律相談（月1回）、精神科医によるこころの相談（月1回）を実施する。

⑧性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談
〔くらし安全推進課〕

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいて、被害者の方の心身の負担軽減と健康回復をサポートするための電話相談、面接相談、医療支援、カウンセリング、法律相談などの支援を実施する。

⑨犯罪被害者等のための総合的対応窓口の設置及び効果的な活用

〔くらし安全推進課〕

犯罪被害者等に関する総合的対応窓口を設置するとともに、市町村

及び県の関係機関の連絡会議を行い、情報共有や意見交換等を取り入れ、効果的な施策推進を促す。

⑩性犯罪被害相談電話（^{シャープハートさん} # 8103）事業〔県警本部警務課〕

性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「^{シャープハートさん} # 8103」を開設し、性犯罪被害者等が希望する性別の警察官が対応する体制の構築を図るなど、性犯罪被害者等が相談しやすい環境を整備する。

4 一時保護

①多様なケースに応じた一時保護〔女性サポートセンター〕

児童を同伴している女性、妊婦、外国籍の女性等、様々な困難な問題を抱える女性の状況に応じた適切な一時保護を実施する。また、女性の意向を尊重しつつ、支援元の市町村や関係機関と連携しながら、就労や転宅等の支援を行う。

②一時保護委託の活用〔女性サポートセンター〕

必要に応じ、民間シェルター等への一時保護委託を活用し、きめ細やかな支援を実施する。

5 被害回復支援

①専門相談事業〔女性サポートセンター〕

女性弁護士による法律相談（月2回）、女性精神科医による心とからだの健康相談（月1回）を実施する。【再掲】

②性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談〔くらし安全推進課〕

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいて、被害者の方の心身の負担軽減と健康回復をサポートするための電話相談、面接相談、医療支援、カウンセリング、法律相談などの支援を実施する。【再掲】

③警察における総合的な犯罪被害者等支援の推進〔県警本部警務課〕

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」、「千葉県犯罪被害者等支援条例」及び「千葉県警察犯罪被害者支援基本計画」に基づき、犯罪被害者等の立場に立った総合的な支援活動を

推進する。

6 同伴児童への支援

①保育・教育体制の充実〔女性サポートセンター〕

保育士や学習指導員を配置し、児童の状況に応じた保育や学習指導を行う。

②心理的ケアの充実〔女性サポートセンター〕

保育士や学習指導員と連携しながら、専門知識を持つ職員によるカウンセリングを行うなど、同伴児童の心理的なケアの充実を図る。また、退所後も支援が円滑に受けられるよう、支援対象者本人の同意を得た上で、市町村及び児童相談所等の関係機関に情報提供を行う。

7 自立支援

①困難な問題を抱える女性の自立に向けた支援

〔女性サポートセンター、各保健所（健康福祉センター）〕

女性サポートセンター及び各保健所（健康福祉センター）において、困難な問題を抱える女性の自立に向けた様々な問題について、本人の意志や状況に応じて必要な情報を提供し、市町村や関係機関が行う支援につなげていく。

②就労等の日中活動の支援〔女性サポートセンター〕

就労支援を行っている行政機関や民間支援団体との連携を図り、本人への求人情報の提供、職業相談の実施や職業能力開発の支援等につなげる。

③女性自立支援施設の効果的な活用〔児童家庭課〕

困難な問題を抱える女性の入所・保護、医学的・心理的な援助、自立の促進のための生活支援を女性自立支援施設への委託により実施することにより、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図る。

また、女性自立支援施設の効果的な活用のため、入所に係る新たな仕組みづくりについて検討を行う。

④自立支援講座の実施〔男女共同参画センター〕

困難な問題を抱える女性が自分らしい生活を取り戻せるよう、法律や就職講座など自立を支援する講座を実施する。

⑤生活困窮者自立支援法による家計改善支援事業〔健康福祉指導課〕

生活困窮者世帯（女性含む）の収支について、家計表の活用や出納管理の支援など家計の視点から必要な情報提供やアドバイスなどを行い、家計管理の能力向上を図り、生活習慣の改善に関する助言等の生活の支援を実施する。 ※県予算は町村分のみ。市分は市が実施。

⑥生活困窮者自立支援法による就労準備支援事業〔健康福祉指導課〕

直ちに就労することが困難な生活困窮者（女性含む）に対し、職業訓練や就労体験の場を提供するなど、就労に向けた支援を実施する。

※県予算は町村分のみ。市分は市が実施。

⑦生活困窮者自立支援法による住居確保給付金〔健康福祉指導課〕

離職等により住宅を失った人又は失うおそれのある人（女性含む）に対して、一定期間家賃相当額を支給する。

※県予算は町村分のみ。市分は市が実施。

⑧生活福祉資金貸付制度〔健康福祉指導課〕

収入の減少や失業等により生活に困窮する世帯（女性含む）に対し、経済的自立に必要な資金の貸付制度（千葉県社会福祉協議会が実施）について、相談支援機関と連携して周知を行うなど、効果的な支援ができるよう努める。 ※県は県社協の事務費に対して補助。

⑨自立支援医療制度（精神通院）

〔障害者福祉推進課、精神保健福祉センター〕

精神による疾患で、通院医療が継続的に必要な方の医療費（薬剤費も含む）の自己負担分を公費で負担する。

この制度により、対象者の自己負担分は原則1割となる。

※申請窓口はお住まいの市町村。

⑩県営住宅管理事業〔住宅課〕

困難な問題を抱える女性や、DV被害者、母子・父子世帯を含む世帯に対し、県営住宅の応募において優遇措置を行う。

⑪住宅セーフティネット制度〔住宅課〕

住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録、居住支援法人の指定を行い、ホームページ等で情報提供を行う。

⑫千葉県すまいづくり協議会居住支援部会〔住宅課〕

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第51条の規定による県の居住支援協議会。住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について、市町村及び関係団体と協議を行う。

8 困難な問題を抱える女性への支援を行う人材の育成・資質向上

①職務関係者等研修の開催〔児童家庭課〕

女性相談支援センターの職員や女性相談支援員（県、市町村）、女性自立支援施設の職員、民間支援団体の職員等を対象に研修会を開催し、専門的知識の習得及び資質の向上を図る。

- ・ 困難な問題を抱える女性の自立支援に必要な法的知識や就職支援のノウハウについての自立支援スキルアップ研修を行う。
- ・ 困難事例への対応方法などを学ぶロールプレイを含んだ実践的な研修を行う。

②スーパービジョンの実施〔男女共同参画センター〕

連携する関係機関の相談員等の資質の向上を図るため、相談事例の対応方法について相談員間で検討・助言しあうとともに専門家から助言・指導を受けるスーパービジョンを実施する。

③犯罪被害者等の施策担当者全体のスキルアップ〔くらし安全推進課〕

各機関の連携強化と窓口対応職員のスキルアップのための研修会を開催する。犯罪被害当事者の遺族講演や他機関との意見交換等を取り入れるなど、実践的な内容の研修とする。

9 教育・啓発

①相談及び面談事業の広報〔児童家庭課〕

困難な問題を抱える女性のための相談及び面談事業について、県ホームページや公式SNS、県民だより等の広報媒体により周知するとともに、県内市町村に対しても広報の実施について呼び掛ける。

また、中核地域生活支援センターや民間シェルター、母子生活支援施設等が参加する県主催会議等で周知を行い、それらの団体に対しても広報の実施について呼び掛ける。

自ら助けを求めづらい外国籍の女性に対しても、相談窓口を周知する。

②心のバリアフリー推進事業〔健康福祉政策課〕

- ・すべての人が自分らしい生き方のできる社会を実現し、差別意識や偏見をもたない“心のバリアフリー”を達成するための人権啓発の一環として、県の人権施策や相談窓口を掲載した人権啓発パンフレットを作成し、配布する。
- ・「ユニバーサル社会」を実現させるため、性的少数者等の人権に関して、講演会、研修会等を行い、重点的な啓発を実施する。
- ・LGBTなど性的少数者への対応など新たな人権問題に関する相談に的確に対応するため、県や市町村等の行政職員を対象とした研修会を実施する。
- ・子どもの人権をめぐる問題は複雑化・深刻化しており、更なる啓発が求められることから、県や市町村等の行政職員を対象とした研修会を実施する。

③学校人権教育研究協議会の開催〔教育庁児童生徒安全課〕

県内の公立幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における人権教育に関する諸問題について、研究協議を行い、人権教育の推進、充実を図る。

Ⅱ 計画推進のための支援体制

1 支援に関わる関係機関の役割

関係する機関は、ケース支援やケース検討会議を通じ、日頃から相互に情報を共有し、それぞれの機関・団体の支援についての考え方や特徴について理解を深めることで、連携・協働の体制を強化していくことが重要である。

ア 県の役割

- ・女性支援にあたり中核的な役割を果たし、基本計画の策定等を通じ地域の実情に応じて、それぞれの地域特性を考慮しながら、計画的に、地域のニーズに応じた施策を検討・展開する。
- ・困難な問題を抱える女性への支援の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに支援を行う者の活動の連携及び調整を図る。
- ・段階的・重層的な支援を行っていくため、行政機関と女性自立支援施設、民間支援団体それぞれの特性を生かした支援の在り方を検討するとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間支援団体との協働による女性支援を通じ、困難な問題を抱える

女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる体制を整備する。

- ・ 広域的な観点から、市町村が実施する困難な問題を抱える女性への支援が円滑に進むよう、市町村における基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供、市町村のニーズを踏まえた包括的な支援の展開等、市町村に対する支援を行うとともに、市町村の取組状況を把握し、格差が生じないよう必要な取組を促進する。

イ 市町村の役割

- ・ 支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たす。
- ・ 困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供する。
- ・ 必要な場合は適切に女性相談支援センター、他の市町村、関係機関等につなぎ、かつ、つないだ先の都道府県や他の市町村等と連携して支援を行う等、関係機関との緊密な連携が図られるように配慮する。
- ・ 基本計画の策定や女性相談支援員の配置に努める。
- ・ 市町村内における、困難な問題を抱える女性への支援窓口の周知等に努め、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間支援団体と協働しての女性支援を積極的に担うことに努める。

ウ 女性相談支援センターの役割

旧売春防止法において規定される「婦人相談所」が前身である。女性相談支援センターは、次の業務を行う。

- ・ 支援対象者の立場に立った相談対応や相談を行う機関の紹介
- ・ 支援対象者及び同伴家族の安全確保及び一時保護
- ・ 支援対象者の心身の健康の回復を図るための、医学的又は心理学的な援助
- ・ 支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整
- ・ 支援対象者が居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整、その他の援助

エ 女性相談支援員の役割

旧売春防止法において規定される「婦人相談員」が前身となる。都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市は女性相談支援員を置くものとし、指定都市以外の市町村は女性相談支援員を置くよう努めるものとする。女性相談支援員は、次の業務を行う。

- ・ 丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、支援対象者の意思決定を支援すること
- ・ 最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入り口の役割を果たすこと
- ・ 児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の実施機関と連携して各種手続に関する支援等を実施し、支援対象者を適切な支援につなげること

オ 女性自立支援施設の役割

旧売春防止法において規定される「婦人保護施設」が前身となる。女性自立支援施設は、次の業務を行う。

- ・ 支援対象者に対し、入所による保護を実施
- ・ 支援対象者の心身の健康回復を図るための医学的又は心理学的な援助
- ・ 自立の促進のための生活支援
- ・ 退所者の相談その他の援助
- ・ 支援対象者が同伴した児童に対する学習及び生活支援

2 三機関の連携体制

女性相談支援センター、県及び市町村の女性相談支援員、女性自立支援施設の三機関は、困難な問題を抱える女性への支援の中核の機関である。これらの三機関の間で、定期的な意見交換の実施により、日常的な連携関係を深めるよう努める。

県及び市町村の女性相談支援員又は女性相談支援センターでの相談の受付から女性相談支援センターにおける一時保護、女性自立支援施設への入所、地域生活への移行、地域生活の継続の支援まで、近隣の地方公共団体における各機関も含む三機関による連携により、包括的・継続的な支援を行う。

また、女性自立支援施設への入所に際しては、一時保護を前置することは制度上必須ではなく、必要に応じ女性相談支援センターで入所決定手続きを行い、一時保護を経なくとも女性相談支援センターがアセス

メントを行った上で直接女性自立支援施設に入所し、三機関による情報連携のもとで支援が受けられる体制となっている。施設への直接の相談や、見学、体験宿泊等を可能とすることを検討し、安心して利用しやすい配慮を行うよう努める。

なお、女性相談支援センターと女性自立支援施設においては、秘匿性の高低に関わらずそれぞれの機能が十分に発揮されるよう留意し、連携していく。

3 民間支援団体との連携体制

困難な問題を抱える女性への支援に関する施策を支援対象者に確実に届けるためには、独自の知見や経験、支援技術を持つ民間支援団体との協働が重要であり、個人情報 の適正な取扱いを確保した上で支援調整会議を活用しつつ、行政機関による広範な分野の多様な支援施策と、民間支援団体による支援のそれぞれの強みを生かした相互連携が重要である。

一方、人材確保や運営資金の確保が困難な民間支援団体もあることや、民間支援団体が少ない地域もあることから、県は、民間支援団体相互間で情報共有や意見交換、連携した支援ができるためのネットワークの構築に努めるとともに、各地域における支援の実質的な担い手となる人材育成の支援を行う。

4 関係機関との連携体制

支援対象者は、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育その他、多岐にわたる分野における支援を必要としている場合が多く、三機関を中心としつつ、行政の他の分野との連携も必要不可欠である。

支援対象者が確実に次の段階の支援へと繋がるためにも、地方公共団体は、支援調整会議の場に関係機関が参画することによる連携体制の構築及び研修等を通じた日頃からの認識共有等に取り組む。

本県においては、独自に中核地域生活支援センターを設置しており、関係機関とともに広域的で専門性をもった寄り添い支援を提供する体制が既に整えられていることから、困難な問題を抱える女性への支援に際しても、中核地域生活支援センターとの連携をより強化していく。

また、特に支援対象者が児童を同伴している場合や、支援対象者本人が児童養護の対象者である場合においても、的確なアセスメントを踏まえて支援の方針が決定され、支援体制が整えられるよう、児童相談所や市町村の児童福祉主管課等との協力が必要である。

さらに性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害による心的外傷等を

抱えている者の場合は、同被害の対応について専門的な知見を有し、被害直後からの支援を総合的に行う性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の支援機関とも早期に連携し、心的外傷の被害回復支援に取り組みながら、日常生活の回復の支援等につなげていくことが重要である。

5 配偶者暴力防止法に基づく施策との関係

配偶者暴力被害者については、困難な問題を抱える女性として法の支援の対象に含まれる者であり、女性相談支援センターは配偶者暴力相談支援センターとしての役割も果たす。

さらに、女性相談支援員は、配偶者暴力被害者の相談に応じ、必要な支援を行う。女性自立支援施設は、配偶者暴力被害者の保護を行うことができる施設として位置付けられている。

配偶者暴力被害者については、加害者が探索することにより危害を加えられる危険性が高いなどの特有の事情も踏まえつつ、配偶者暴力防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（令和5年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）を踏まえて支援を行う必要がある。配偶者暴力被害者である支援対象者が居所の秘匿等を必要としていることが、他の支援対象者の自立に向けた社会生活等の活動に支障をきたす可能性もある等、法が配偶者暴力防止法よりさらに広範な者を対象としていることから生じる課題もある。

県は、配偶者暴力被害者をはじめとする居所の秘匿の必要性が高い場合と、地域に開かれた社会生活等が重要である場合とに対象を分けた上で、それぞれの支援に特化した施設や民間支援団体への委託等、それぞれの課題を踏まえた対応策や支援の在り方の検討に努める。

6 支援調整会議

困難な問題を抱える女性への早期の円滑かつ適切な支援について協議するため、支援調整会議を設置する。

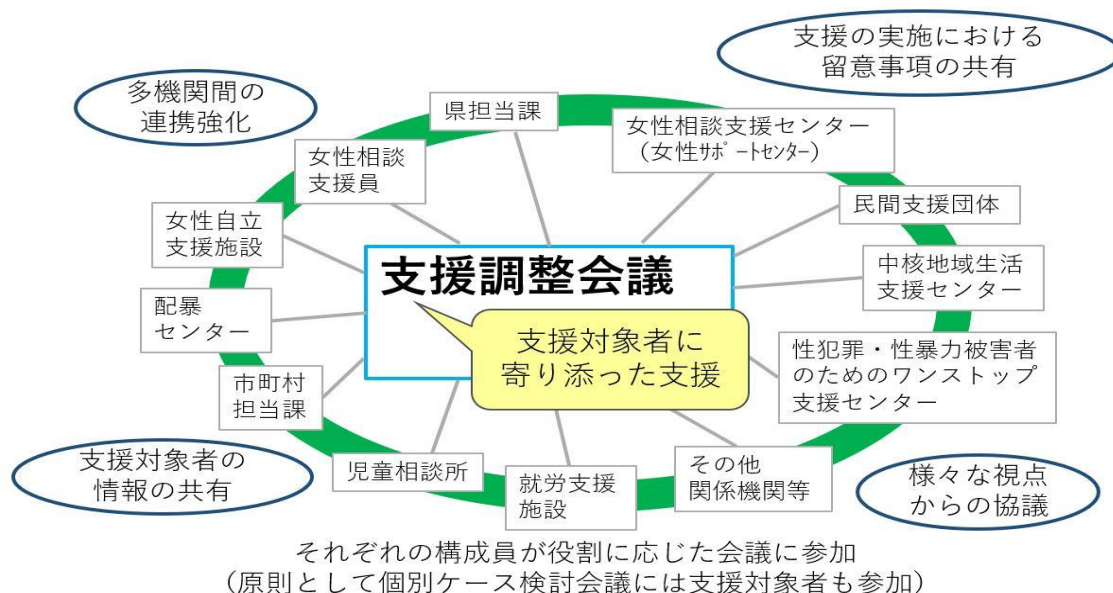
① 支援調整会議の設置・構成員等

支援調整会議においては、構成員となる地方公共団体や法人の役職員又は役職員であった者、構成員となる個人又は構成員であった個人に対して罰則のある守秘義務を設け、支援を必要とする女性の個人情報を含む情報を共有できることとする。

支援調整会議は、地域の支援関係者の連携等を深めるとともに、個別の対象者について情報共有を行い、支援内容や支援の方向性の協議を行う

ものである。

なお、会議の性質や構成員等を考慮し、既存の会議体を活用することを妨げるものではない。



支援調整会議の構成員としては、地方公共団体（都道府県・市町村）の女性支援担当部局、他の関連部局、福祉事務所、女性相談支援センター、女性相談支援センターから一時保護の委託を受けている者をはじめとする民間支援団体、都道府県や市町村に配置されている女性相談支援員、地域の女性自立支援施設、困難な問題を抱える女性に関し、訪問や巡回、居場所の提供、SNS等を活用した相談支援やアウトリーチ、関係機関への同行等の支援を実施している民間支援団体、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、中核地域生活支援センター、支援に関係する福祉関係機関、就労支援機関等が考えられるが、必要に応じて、これに限らず適切な者を構成員とする。

② 支援調整会議の目的・議論内容・構成等

支援調整会議においては、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行う。その目的としては、

- ア 支援調整会議の構成員が地域における困難な問題を抱える女性の実態や、地域で活用できる資源を把握し、多機関間の連携強化を図るとともに地域資源の創出、開発を進めること
- イ 支援対象者が個々に抱える問題や本人の意向、支援の実施における留意事項を共有し、支援に関わる各機関の役割や責任及び連携の

在り方を明確化すること

ウ 個別ケースについての支援調整会議では、健康状態が許さない場合等の例外を除き本人の参画を得た上で、アセスメントを踏まえた支援方針の決定等について協議し、本人の状況や意向等に合わせたより良い支援の選択肢を提供し本人が選択できるよう、様々な視点から検討し協議すること

エ 行政機関と民間支援団体等が協働してあるいは平行して支援を行う際に、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ効果的な支援を行うため、支援対象者についての情報を共有すること

とする。

支援調整会議を運営する際には、困難な問題を抱える女性への支援体制の地域における全体像及び調整会議全体の評価等を行う「代表者会議」、個別ケースの定期的な状況確認や支援方針の見直し、支援対象者の実態把握等を行う「実務者会議」、一時保護が必要な場合や女性自立支援施設への入所による自立支援が必要である場合、各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う必要がある場合等の個別ケースについて詳細な支援方針を議論する「個別ケース検討会議」に段階を分けて実施する。

③ 支援調整会議の招集や留意点等

会議の主催者は県又は市町村が想定されるが、関係者においても必要と考える場合は、主催者に開催を要請できるようにすること、状況に応じて情報共有のための個別ケース検討会議を柔軟かつ機動的に開催することや、調整を担当する者を例えば市町村等の女性相談支援員とする等、地域の実情を踏まえつつ、特に緊急に新たな個別ケース検討会議を招集する必要がある場合等に関係機関間の連絡調整が円滑に進むようにすることが重要である。

また、地域の支援機関における支援に対する苦情の状況等も踏まえて実施体制の評価を行うとともに困難な問題を抱える女性への支援に係る関係機関の共通認識の醸成を図っていく。

なお、支援調整会議で取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定に基づいて取り扱われる必要があり、とりわけ、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報や、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する

おそれがある情報の取扱い等について、十分に留意する。

④ 本県における支援調整会議の開催について

本県における支援調整会議については、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議からなる会議体とし、それぞれの開催については以下のとおりとする。

なお、県は、市町村においても会議体を設置するよう働きかけを行い、実際の会議の開催、内容、運営については現場の実情に応じて柔軟に対応できるものとする。

ア 代表者会議

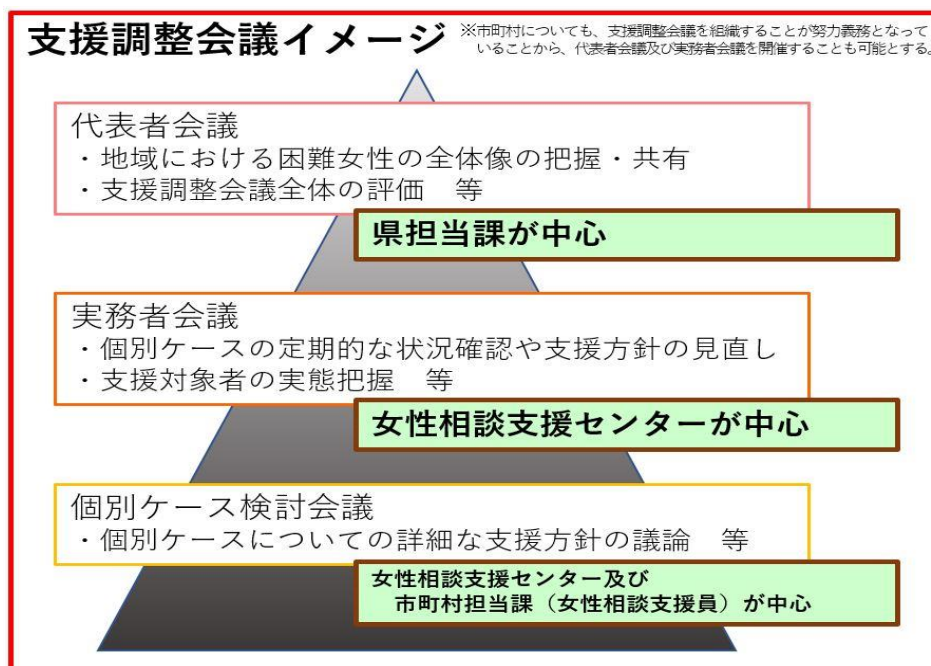
県担当課が開催、各構成機関の代表者が出席し、県内の女性支援に係る課題の共有、今後の女性支援の在り方、支援調整会議の在り方等を議論する。

イ 実務者会議

女性相談支援センターが開催、各構成機関の実務者（課長、班長、グループリーダー等）が出席し、実務者レベルでの情報共有、支援事例の共有、実務に即した専門知識の研修等を行う。

ウ 個別ケース検討会議

女性相談支援センター及び市町村が開催、支援対象者、女性相談支援員、担当ケースワーカー、一時保護委託施設の職員、児童相談所職員、保健所（健康福祉センター）職員等が出席し、ケースごとの支援状況の共有、機関間の連絡調整、支援方針の協議等を行う。



7 教育・啓発

県及び市町村は、女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策について、積極的な周知に努めるとともに、自己がかげがえのない個人であること、困難に直面した場合は支援を受けることができること等という意識の醸成を図るため、女性支援担当部局及び教育委員会等との連携による性暴力被害、性暴力や性的搾取等の加害防止等に関する教育・啓発等に努める。また、女性支援施策に関する一般市民に対する教育・啓発、広報等に努める。

8 人材育成

県及び市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する研修を実施し、女性相談支援センターの職員や女性相談支援員（都道府県・市町村）、女性自立支援施設の職員、民間支援団体の職員等の専門的知識の習得及び資質の向上を図るものとする。

県及び市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関わる者が研修に参加しやすいよう、職場の配慮や職場環境の整備に努める。

また、県及び市町村は、女性支援が自治体内の様々な部門に関係し得るものであることを踏まえ、男女共同参画や児童福祉等に関わる自治体職員に対しても、情報共有等を行い、女性支援に関連する部局間における理解を促進する。

また、県及び市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する職員等に対し適切な処遇を行い、人材の確保に努めることとする。

また、民間支援団体の職員も含め、困難な問題を抱える女性への支援に関わる者が研修に参加しやすいよう、職場の配慮や職場環境の整備に努める。

9 女性相談支援員の配置と定着の促進

女性相談支援員は、法においては、地方公共団体において困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な支援を行う職員となっており、県及び女性相談支援センターを設置する指定都市は女性相談支援員を置くものとされている。また、指定都市以外の市町村は、女性相談支援員を置くよう努めるものとされている。県においては、県施設における女性相談支援員の定着に努めるとともに、市町村における配置と定着の促進について働きかける。

第3章 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

I 基本目標

①協働する民間支援団体数

協働できる民間支援団体については、支援体制のさらなる拡充のため、計画期間中の増加を目指す。

②基本計画策定市町村数

本県の市町村については、法の規定により、基本方針に即し、かつ、本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下、「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならないこととされている。

市町村基本計画策定のため、県が必要に応じて支援を行い、策定市町村数の計画期間中の増加を目指す。

③相談窓口設置市町村数

女性支援の各種相談窓口の現状を把握するとともに、相談窓口を設置する市町村数の計画期間中の増加を目指す。

④支援調整会議の設置状況

個別ケース検討会議等の支援調整会議を設置する市町村数の増加を目指す。

II 基本計画の見直し

基本計画の見直しに当たっては、見直し前に、基本計画に定めた施策の評価を各施策実施所属において行い、当該評価により得られた結果をもとに、基本計画の見直しを行うこととする。

なお、本評価により得られた結果は公表する。